

13. 母子家庭等自立支援対策について

○ひとり親家庭等福祉対策関係の平成27年度予算案

1. 就業支援の推進

- 母子家庭等対策総合支援事業 74億円の内数
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施【新規】
 - ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援（資料1参照）
 - 母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】
 - ・在宅就業を希望するひとり親家庭への支援を拡充（資料2参照）
 - 母子・父子自立支援プログラム策定事業
 - 母子家庭等自立支援給付金事業
 - ・高等職業訓練促進給付金等事業
 - ・自立支援教育訓練給付金事業
 - ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

2. 子育て・生活支援の推進

- 母子家庭等対策総合支援事業 74億円の内数
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - ・生活援助等が必要な場合の家庭生活支援員の派遣など
 - ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】
 - ・学習支援ボランティア事業の充実（月2回（年24回）→週1回（年52回））。（資料3参照）
 - ・相談支援、生活支援講習会、ホームフレンドの派遣など

3. 養育費確保支援の推進等

- 養育費及び面会交流に関する事業 70百万円
 - ・養育費等に関する電話相談や研修等を実施
- 母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）
 - ・養育費専門相談員の配置や面会交流支援事業の実施

4. 自立を促進するための経済的支援

- 児童扶養手当 1,718億円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 44億円

5. 調査研究事業等の推進

- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業 77百万円
 - ・子供の貧困に関する調査研究等を実施
- 母子家庭等自立促進基盤事業 9百万円
 - ・ひとり親家庭の自立促進に関し、民間団体が全国的に行う取組に対する支援
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円
 - ・ひとり親家庭の在宅就業に関する取組事例等の情報提供

6. 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進

- 児童虐待・DV対策等総合支援事業 47億円
- 婦人保護施設措置費等 22億円

施策内容

ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、**正規雇用を中心とした就業**につなげていく。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

- ひとり親世帯の親の**約13.8%**(平成23年度全国母子世帯等調査)は、最終学歴が中学卒。より良い条件で就職や転職を行うには、高等学校を卒業した者と同等程度の学力があることは最低限、必要な条件と考えられる。
- このため、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業を実施する。

(平成27年度予算案:母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数〔所要額:2.3億円〕)

学び直しを通じ、より良い条件での就業・より高度な職業訓練へ



ひとり親家庭の在宅就業推進事業

(資料2)

- 在宅就業を希望するひとり親に対し、在宅就業コーディネーター（仮称）による支援を通じ、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する。
（在宅就業に必要な基本的なスキルの習得が必要な場合には、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練等を活用）
- 事業実施者は、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注、在宅就業者が納入した業務の検収と納品を行うとともに、在宅就業コーディネーターを配置し、在宅就業者のサポートを行う。
- 事業実施者及び発注企業のインセンティブを高めるため、支援対象者数等に連動した委託費の支払や多数の業務を発注した企業の公表を行う。

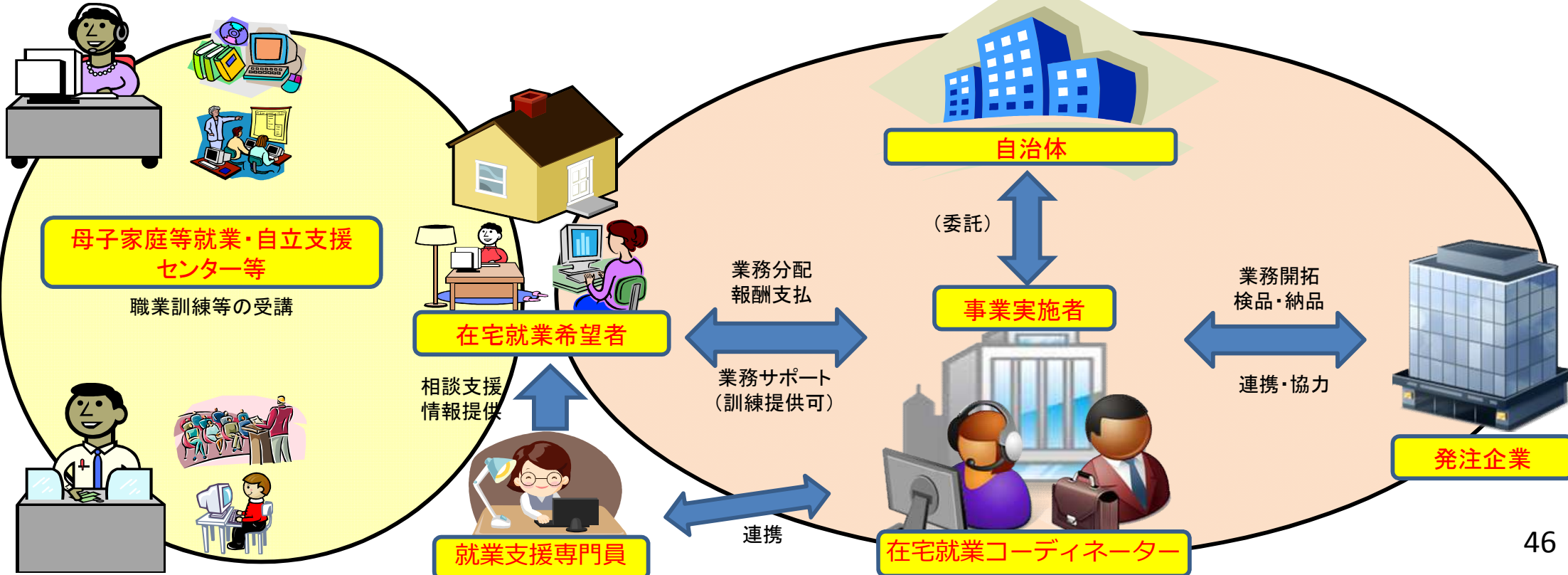
【事業実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村（委託可能）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1 / 2

【27年度予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数〔所要額：1.6億円〕

一般の職業訓練等

在宅就業推進事業(27年度予算案)



学習支援ボランティア事業

(資料3)

【事業内容】

- ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育を受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。
 - このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。
 - 対象者は、ひとり親家庭の児童（必要に応じ、親も対象とすることができる）。
 - 学生等の確保が困難な場合、e-ラーニングなど情報通信ネットワークを活用した方法も可能。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭等生活向上事業」の中のメニューとして実施

【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

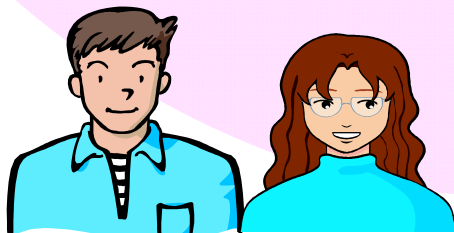
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【27年度予算案】母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数〔所要額：4.3億円〕

・学習支援の実施回数の増【月2回（年24回）→週1回（年52回）】



事業実施主体：都道府県・市町村
(母子・父子福祉団体、NPO法人等に委託可)



学習支援ボランティア

学習支援
進学相談

派遣



地域の施設(学習の場)



ひとり親家庭

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直し（案）について

1. 基本方針の見直しについて

- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づくものであり、対象期間は平成20年度から平成26年度までの7年間。
（平成25年3月に対象期間の見直しを行い、終期を平成24年度から平成26年度に延長）
- 対象期間が終了することから、基本方針に定められた施策に関する評価結果や近年のひとり親家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向等を踏まえ見直しを行うもの。対象期間は平成27年度から平成31年度の5年間とする。

2. 見直しの方向性

- ①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施。
- 「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成25年8月）で示された課題、平成26年度の関連法令改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、総合的な相談窓口の整備、母子・父子自立支援員等の研修の実施、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費及び面会交流、広報啓発に関する事項等を追加。

【基本方針の見直しのポイント】

はじめに 1. 方針のねらい

2. 方針の対象期間（平成20年度～平成26年度の7年間）

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

- （1）国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
- （2）就業支援の強化 （3）相談機能の強化 （4）福祉と雇用の連携

2. 実施する各施策の基本目標

- （1）子育てや生活の支援策 （2）就業支援策 （3）養育費の確保策
- （4）経済的支援策

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

- （1）国等が講ずべき措置
- （2）都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
- （3）就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
- （4）基本方針の評価と見直し （5）関係者等からの意見聴取
- （6）その他

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 平成26年の母子寡婦福祉法及び児童扶養手当法改正内容を追加
- 基本方針の対象期間を、平成27年度～平成31年度の5年間とする。

- データを平成23年度全国母子世帯等調査結果の数値に更新。
- 子供の貧困対策大綱の指標となった数値等の追加 等

- 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施及び周知等を追加【1(1)】
- 総合的な相談窓口の整備を追加【1(3)】
- ①関係機関相互の協力、②子育て・生活支援の強化（日常生活支援や学習支援の実施等）、③養育費及び面会交流に関する事項、④子どもの貧困対策に関する事項を追加【1】

- 面会交流に関する事項を追加【2(3)】

- 新たな事項を追加【3(2)】
 - ・ 総合的な相談窓口の整備
 - ・ 母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の研修の実施
 - ・ 学習支援ボランティア事業
 - ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ・ 在宅就業の支援 ・ 面会交流支援事業 ・ 広報啓発の実施

- その他、法改正を踏まえた用語等の見直し

14. 子供の貧困対策について

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率:80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・父子家庭の就業率:91.3%
(正規67.2% 非正規 8.0%)
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

平成27年度予算案 厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策（新規・拡充）

赤字：新規事項 青字：拡充事項

1. 子供の学習支援を行い、貧困の連鎖を防止する

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援(新規) 【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:19億円)】
生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業を、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施する。
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援(拡充) 【児童入所施設措置費等1,076億円の内数(所要額:6.9億円)】
現行の、中学生の塾代等に要する費用の支援に加え、①小学生に対する大学生や教員OB等による学習指導、②高校生が学習塾等を利用した場合の月謝等に要する費用の支援、③母子生活支援施設の中学生への学習指導、高校生への学習塾代支援等を追加する。
- ひとり親家庭の子供への学習支援(拡充) 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:4.3億円)】
大学生等のボランティアを派遣することにより、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

2. 社会的孤立化を防ぎ、必要な支援を提供する

- 支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化(一部新規) 【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数(所要額:17.3億円)】
【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数(所要額:26億円)】
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に発見する取組を進める。
- 児童養護施設等の体制整備(拡充) 【児童入所施設措置費等:1,076億円】
児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善や民間児童養護施設の職員給与等の改善を行う。
- 児童養護施設等退所児童等へのアフターケアの充実(拡充) 【児童虐待・DV対策等総合支援事業47億円の内数(所要額:7.7億円)】
児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る。

3. 保護者の就労を支援し、生活の安定を図る

- 生活困窮者自立支援制度等(新規) 【生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数(所要額:400億円)】
生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し包括的な相談支援や就労支援等を実施するとともに、改正生活保護法に基づき生活保護受給者に対し就労支援を強化する。
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援(新規) 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:2.3億円)】
ひとり親家庭の親に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座終了時及び試験合格時に、講座受講費用の一部を支給する。
- ひとり親家庭の在宅就業の推進(拡充) 【母子家庭等対策総合支援事業74億円の内数(所要額:1.6億円)】
ひとり親家庭の親に対し、「在宅就業コーディネーター(仮称)」による支援を行い、自営型の在宅就業や雇用型テレワーク等への移行を支援する。
- 待機児童解消加速化プランの推進(施設整備等・運営費)(拡充) 【保育所等整備交付金554億円、保育対策総合支援事業費補助金285億円の内数※1】
【子どものための教育・保育給付費負担金5,930億円※2の内数】
保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。

※1:平成26年度補正予算でも平成27年度における保育所等の整備を一部前倒して支援(120億円) ※2:子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に伴い、内閣府予算に計上

15. 婦人保護事業について

(27年度 予算案)

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う(全国49か所:平成26年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額(案) 約9億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額(案) 約2千万円)

婦人相談員

- 売春防止法に基づく非常勤職員として、都道府県・市が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う(1,295人:平成26年4月1日現在)
- 都道府県の婦人相談所、市の福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費<児童虐待・DV対策等総合支援事業>
(国1/2 都道府県・市1/2:国庫予算額(案) 約47億円の内数)
- 婦人相談員の業務を明確にし、相談・支援の標準化を図るため、本年度(26年度)中に「婦人相談員相談・支援指針」を各自治体に発出予定。
- 婦人相談員等の資質の向上を目的とした「平成27年度 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」は、平成27年10月29日(木)~30日(金)に、島根県において開催予定。

婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う(全国39都道府県に48か所:平成26年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額(案) 約12億円)
- 婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」(平成24年度より新規入所を再開)
全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を受け入れている。

16. 次世代育成支援対策推進法の改正について

次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント

(平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)

10年間の延長

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

指針の内容を充実・強化

○ 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 一般事業主行動計画: 計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

事業主行動計画の策定・届出

現行の認定制度の充実

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - ・大企業(301人以上): 義務
 - ・中小企業(101人以上): 義務(23年4月~)
 - ・中小企業(100人以下): 努力義務

→ 一定の基準を満たした企業を認定 (平成26年11月末現在 2,011社)

新たな認定(特例認定)制度の創設
↓
計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

※ : 今回の改正法による改正内容、 : 今回の省令及び指針の見直しによる改正内容

次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク



くるみんマーク

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主
行動計画を策定・実施し、一定の基準を満たし
た企業を認定



プラチナくるみんマーク

くるみん認定企業のうち、さらに高い基準（特例
認定基準）を満たした企業を認定
※マントの色彩パターンは12色から選択可能



※これらのマークは、平成27年4月1日以降に実施予定です。